

○国立大学法人千葉大学不動産貸付要項

(平成16年4月1日)

改正 平成26年4月1日 平成30年6月1日

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 国立大学法人千葉大学固定資産等管理細則（以下「細則」という。）第17条第2項の規定に基づく国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）の所有に属する不動産の貸付けに関する事務の取扱いについては、他に別段の定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、不動産とは、管理細則第3条第1項第1号イからハまでに規定する固定資産をいう。

(貸付けを認める範囲)

第3条 不動産の貸付けは、次の各号の一に該当する場合で、当該不動産の用途又は目的を妨げないと認めた場合に限り行うことができる。ただし、公序良俗に反し、社会通念上不相当である場合及び特定の営利活動の利用に供することが主たる目的である場合は、この限りでない。

- 一 講演会、研究会その他これに類する行事のために使用させる場合
 - 二 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
 - 三 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、緊急に応急施設として供する場合
 - 四 公共用、公用又は公益事業の用に供する場合
 - 五 運動施設（グラウンド等）又は体育館等を球技大会や運動会等に使用させる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、本学の事務、事業の遂行上やむを得ないと資産管理役が認める場合は、不動産の貸付けを行うことができる。

(貸付けとみなさない範囲)

第4条 次の各号に掲げる不動産の使用は、本学の事務、事業の遂行のため、本学が当該不動産を提供するものであるから、この要項でいう貸付けとはみなさない。

- 一 本学の業務を本学以外の者に業務委託する場合における業務受託者による本学の不動産の使用（ただし、業務委託契約書等において当該使用を認めている場合に限る。）
- 二 本学との共同研究を行う場合における共同研究相手方による本学の不動産の使用（ただし、共同研究契約書等において当該使用を認めている場合に限る。）

三 本学との連携等により事業を行う場合における協定等の相手方による本学の不動産の使用（ただし、協定書等において当該使用を認めている場合に限る。）

（貸付期間）

第5条 不動産の貸付けを認める期間は、3年以内とする。ただし、貸付けを認める期間を3年以内とすることが著しく実情に沿わない場合において、資産管理役が認めるときは、3年を超えることができるものとする。

（貸付けの申請等）

第6条 不動産の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる不動産の貸付期間に応じ、当該各号に定める書類をもって、当該不動産を管理する管理責任者に提出しなければならない。

一 貸付期間が3ヶ月を超える貸付けを受けようとする場合 別記第1号様式の不動産貸付願

二 貸付期間が3ヶ月を超えない貸付け（以下「一時貸付」という。）を受けようとする場合 別記第2号様式の不動産一時貸付願

2 管理責任者は、前項の規定による申請を差し支えないと認めたときは、前項の書類を添えて資産管理役に進達しなければならない。

（賃貸借契約の締結）

第7条 資産管理役は、不動産貸付願を受理したときは、貸付けの可否を決定するものとする。

2 契約担当役は、前項の規定により資産管理役が不動産の貸付けについて承認したときは、申請者との間において、不動産賃貸借契約を締結するものとする。

3 資産管理役は、不動産一時貸付願を受理し、差し支えないと認めたときは、別記第3号様式の不動産一時貸付許可書を申請者に交付するものとする。

（貸付料）

第8条 不動産の貸付料は、別に定める不動産貸付料算定基準に基づいて算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とするものとする。

2 固定資産税が課せられる不動産の貸付けの場合は、前項に基づき算定した貸付料に当該固定資産税相当額を加算することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、資産管理役が必要と認める場合は、個々の貸付案件に応じた貸付料を定めることができる。

（光熱水料の徴収）

第9条 貸付けを受けた者が当該貸付けを受けた不動産で使用した電気、水道、ガス等に係る光熱水料は、別途実費相当額を徴収することができる。

（貸付料の特例）

第10条 第8条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、貸付料を免除することができる。

- 一 地方公共団体等に対して、信号機、道路標識、掲示板等の設置などの公共又は公益目的のために貸し付ける場合
 - 二 地方公共団体等に対して、災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として貸し付ける場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、資産管理役が認めた場合
- 2 前項に基づき貸付料を免除する場合であって、貸付期間が3ヶ月を超える場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、資産管理役は、本学と申請者との間において、不動産使用貸借契約書をもって、使用貸借契約を締結するものとする。

(貸付料の納入)

第11条 不動産の貸付料は、本学の指定する期日までに納入するものとする。

(一時貸付の取消等)

第12条 資産管理役は、次の各号の一に該当するときは、一時貸付の取消又は変更をすることができるものとする。

- 一 使用者が許可条件に違背したとき。
- 二 本学において、一時貸付した不動産を必要とするとき。

2 前項により生ずる使用者の損害については、本学は、その責を負わないものとする。

(貸付終了の確認)

第13条 管理責任者は、不動産の貸付けを終了したときは、所属の職員に立ち合わせ、原状回復の確認をさせるものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年4月1日)

- 1 この要項は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要項の施行日(以下「施行日」という。)の前日において、現に改正前の第8条の規定により許可された固定資産の使用の期限は、施行日前に許可された期間の末日までとする。
- 3 施行日の前日において、改正前の第8条の規定により固定資産の使用許可を受けている者であり、かつ、施行日後も引き続き当該固定資産の使用許可を受けようとする者は、特別の事情があると認められる場合に限り、施行日から1年間については、なお改正前の第7条及び第8条の規定の例により当該固定資産の使用を申請し、その許可

を受けることができる。ただし、当該使用許可の期限は、平成27年3月31日を超えることはできない。

附 則（平成30年6月1日）

この要項は、平成30年6月1日から実施する。

附 則（令和2年4月1日）

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

別記第1号様式

不動産貸付願

[別紙参照]

別記第2号様式

不動産一時貸付願

[別紙参照]

別記第3号様式

不動産一時貸付許可書

[別紙参照]